

法人名:

秋田県土地開発公社

設立年月日 昭和48年4月20日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 小野 潔	資本金	100,000千円	県出資等額及び比率	100,000千円	(100.0%)	所管部課名	建設部建設政策課
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得等を行うことにより、公有地の拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、全額秋田県出資で設立した。							
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共、公用施設等に供する土地の取得、管理、処分 ・国、地方公共団体等からの委託による土地取得のあっせん 							
関連法令、県計画	公有地の拡大の推進に関する法律							
役員数 (R7.7.1現在)	理事 常勤 2	監事 常勤 4	評議員 常勤 2	計 常勤 2	職員数 (R7.4.1現在)	正職員 13(2)	出向職員 3	臨時・嘱託 計 16(2)

役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。

2 法人の行動計画(令和4~7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	第2期秋田県土地開発公社経営計画(R 4 ~ 8 年度)に基づき、安定的な経営体制を維持するとともに、公社設立の目的である公有地の拡大、公共用地の取得を着実に遂行し、公益的事業の安定実施に努める。 【目標】県からの受託業務における取得対象用地の契約達成割合...90%以上				
取組	<p>用地取得業務については、県等と十分な情報交換や調整を行いながら公益的事業の安定実施に努める。 また、受託業務を円滑に遂行するため、業務実施上の課題等を検証し、業務精度の向上や技術の改善を図る。 【目標】県用地担当者に対する用地取得委託業務実態調査の総合評価...平均80点</p>				

3 財務

損益計算書

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
事業収益	2,636,157	2,241,756
事業原価	2,618,801	2,220,069
事業総利益(損失)	17,356	21,687
販売費及び一般管理費	20,851	20,544
人件費(事業原価含む)	99,734	105,234
事業利益(損失)	3,495	1,143
事業外収益	2,495	3,200
事業外費用		
経常利益(損失)	1,000	4,344
特別利益	128	
特別損失		
当期利益	872	4,344

貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
流動資産	3,196,181	1,508,875
固定資産	733,432	731,558
資産計	3,929,614	2,240,433
流動負債	13,162	10,738
短期借入金		
固定負債	3,047,465	1,356,364
長期借入金	3,017,739	1,323,201
負債計	3,060,627	1,367,102
資本金	100,000	100,000
利益剰余金等	768,987	773,331
純資産計	868,987	873,331
負債・純資産計	3,929,614	2,240,433

<主な経営指標>

項目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	100.0%	100.2%	+ 0.2
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	24283.4%	14051.7%	10231.7
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	22.1%	39.0%	+ 16.9
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
32,788	33,163	101.1%

中小企業退職金共済に加入している。

県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高	810,492	540,328	用地先行取得に係る土地開発基金貸付(秋田港アクセス道路事業)

法人名：

秋田県土地開発公社

自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【令和6年度実績】 県からの受託業務における取得対象用地の契約達成割合：90.3%（前年度：92.6%、目標：90%以上） 県用地担当者に対する用地取得委託業務実態調査の総合評価：平均87.8点（前年度：85.5点、目標：80点）		【令和6年度実績】 当期利益：4,344千円（前年度：872千円）	
【自己評価】 契約達成割合について、前年度を下回ったものの、目標値の90%を超えたことから、起業者側の要望に概ね応えることができたと考えている。 また、県用地担当者を対象に行った用地取得委託業務実態調査の総合評価は平均87.8点と目標の80点を超え且つ、昨年度評価を上回った。 以上の目標の達成状況から、当公社が担うべき公共的役割については、一定程度果たすことができたと評価できる。	評価 A	【自己評価】 令和6年度は1件の公有地取得事業、65件のあっせん等事業を受託したことから、黒字とすることができた。引き続き安定した経営を維持していきたい。	評価 A

所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【所管課評価】 県からの受託業務における取得対象用地の達成割合は、目標を上回る実績となっている。 県用地担当者に対する用地取得委託業務実態調査では、総合評価で目標とする水準を達成し、公社の業務遂行能力が高く評価されている。 これらは、県との緊密な連携のもと、公社がその根幹的役割である公共事業の円滑な執行を着実に果たし、県の事業に大きく貢献していることを示すものであり、高く評価できる。		【所管課評価】 令和6年度決算は、事業収益2,241,756千円に対し、事業費用・販売管理費等を差し引いた結果、4,344千円の当期純利益を計上し、黒字に転換した。これにより、経営の安定性は確保されていると評価できる。 長期借入金残高は、前年度から確実に返済が進み、年度末には1,323,201千円となった。また、先行取得した土地についても計画的に引き渡しが行われ、資産の圧縮も着実に図られている。負債・資産の両面で圧縮が進んでおり、財務の健全性は順調に向かっていると評価できる。	

委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	行動計画における目標を達成しており、また当期純利益が黒字に転換したことに加え、長期借入金の返済も進んでいることから、安定した経営であると評価できる。

【委員からの提言】

法人の損益に関しては起業者の発注動向に左右されるものであるが、引き続き、黒字確保に向けた取組や公益的事業の安定実施に努められたい。

委員会評価を踏まえた対応方針	所管課の対応方針
法人の対応方針 公社の安定的な経営を維持するため、より一層経費の削減に努めるとともに、各起業者との情報共有による業務の計画的な受託に向けた取組を強化する。 また、公共用地取得の専門機関としての役割を引き続き果たしていくため、職員の資質の向上を図るとともに、起業者との綿密な連絡調整に努める。	所管課の対応方針 黒字確保に向けた取組や公益的事業を安定的に実施できるよう、緊密に連携し、適切な指導・助言に努めていく。

法人名 秋田県土地開発公社

令和7年度計算書類等

法人所管課 建設政策課

秋田県土地開発公社定款

設立年月日 昭和48年4月20日

定款変更主務大臣 令和4年4月21日
認可年月日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、処分等を行なうことにより、公有地の拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、秋田県土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、秋田県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、秋田県公報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とする。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

- 3 理事は、この定款及び規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。
- 4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第16条第8項の職務を行う。

（役員の任命）

第8条 理事及び監事は、秋田県知事が任命する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事のうちから秋田県知事が選任する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

（役員の兼任の禁止）

第10条 理事と監事とは、相互に兼ねることができない。

（職員の任命）

第11条 職員は、理事長が任命する。

（兼職の禁止）

第12条 常勤の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 公社に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

（議事）

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前条第2項の規定の適用については、表決に参加したものと出席したものとみなす。

第17条 理事長は、急施を要する事項、又は軽易な事項については、理事に対し、書面により賛否を求め、理事の過半数の回答をもって理事会の会議に替えることができる。この場合において、表決及び議決の方法については、当該事項について、それぞれこの定款に定めるところによる。

2 理事長は、前項の規定により決した事項について、次の理事会において報告しなければならない。

(議事録)

第18条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議事事項

(5) 会議の経過

2 議事録には、出席理事のうちから議長及び会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。

(議決事項)

第19条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定又は変更

(3) 每事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 每事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算

書及び事業報告書

- (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
- (6) この定款及び規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (7) その他公社運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第20条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
- ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
- ホ 観光施設事業の用に供する土地
- ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

- (2) 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第21条 公社の業務の執行に関する基本的な事項は、この定款に定めるものほ

か、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第22条 公社の資産は、基本財産とする。

- 2 公社の基本財産の額は、1億円とする。
- 3 基本財産は、安全、かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第23条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第24条 公社の予算は、毎事業年度開始前に定めなければならない。

(財務諸表及び事業報告書)

第25条 公社は、毎事業年度の終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けてこれを秋田県知事に提出する。

(利益及び損失の処理)

第26条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てる。

- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金をとりくずして処理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として処理する。

(余裕金の運用)

第27条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力条項)

第28条 理事長は予算成立後、業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、秋田県知事の承認を得て、当該業務量の増加により増加す

る収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雜則

(解散)

第29条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、秋田県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、秋田県に帰属させる。

(規程への委任)

第30条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任用)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、秋田県知事が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、公社成立の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、秋田県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けた日から施行する。

出資・出捐者名簿

出資者	秋田県
-----	-----

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名：秋田県土地開発公社

時点：令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	小野 潔	建設部長
2	専務理事	奈良 滋	
3	理事	近藤 雅	建設部建設産業振興統括監
4	理事	佐藤 正美	建設部次長
5	理事	松館 文子	
6	理事	相馬 均	
7	監事	高井 宏司	
8	監事	高橋 雅昭	建設部建設政策課長
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

議案第4号

令和7年度秋田県土地開発公社事業計画について

令和7年度秋田県土地開発公社の事業計画を次のとおり定める。

令和7年3月25日提出

秋田県土地開発公社理事長 川辺 透

1 土地取得事業

事 業 名	業 務 内 容	事業費
公有地取得事業	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅用地取得事業	200,000
	計1箇所	200,000

2 あっせん等事業

事 業 名	業 務 内 容	受 託 費	用地・補償費
あっせん等事業	秋田県 地方道路交付金事業(広域連携)国道282号 (小坂北Ⅱ)用地取得事業外68事業の用地取得 及び損失補償業務	千円 89,359	千円 1,396,343
	秋田市 都市計画道路川尻広面線(横町A工区)事業 の用地取得及び損失補償業務	千円 33,247	千円 1,300,000
	計70箇所	122,606	2,696,343

3 土地処分計画

区 分	業 務 内 容	処分予定面積 m ²	処分予定額 千円
代行用地	国土交通省 一般国道7号遊佐象潟道路用地 (令和3年度事業)	2,531	29,884
	国土交通省 鳥海ダム用地 (令和3年度事業)	53,645	240,331
	秋田県 秋田天王線秋田港アクセス道路事業用地 (令和4年度事業)	3,106	270,163
	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅事業用地 (令和5年度事業)	11,727	75,000
	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅事業用地 (令和6年度事業)	11,083	100,000
	計5箇所	82,092	715,378

議案第5号

令和7年度秋田県土地開発公社予算について

令和7年度秋田県土地開発公社予算を次のとおり定める。

令和7年3月25日提出

秋田県土地開発公社理事長 川辺 透

令和7年度秋田県土地開発公社予算

第1条 令和7年度秋田県土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。

収入

第1款	事業収益	837,984 千円
第1項	公有地取得事業収益	715,378 千円
第2項	あっせん等事業収益	122,606 千円
第2款	事業外収益	5,784 千円
第1項	受取利息	206 千円
第2項	有価証券利息	2,639 千円
第3項	雑収益	2,939 千円
	収入合計	843,768 千円

支出

第1款	事業原価	816,464 千円
第1項	公有地取得事業原価	715,378 千円
第2項	あっせん等事業原価	101,086 千円
第2款	販売費及び一般管理費	23,473 千円
第1項	販売費及び一般管理費	23,473 千円
	支出合計	839,937 千円
	(収益的収入支出差引額)	3,831 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額716,056千円は、内部留保資金で補てんするものとする。)。

取 入

第1款	資 本 的 収 入	205,900 千円
第1項	公社債及び長期借入金	205,900 千円
	収 入 合 計	205,900 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	921,956 千円
第1項	公 有 地 取 得 事 業 費	206,400 千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	414 千円
第3項	公 社 債 償 戻 金 及 び 長 期 借 入 金 償 戻 金	715,142 千円
	支 出 合 計	921,956 千円

(公社債の発行及び長期借入金)

第4条 公社債の発行及び長期借入金の限度額は205,900千円と定める。

議案第6号

令和7年度秋田県土地開発公社資金計画について

令和7年度秋田県土地開発公社の資金計画を次のとおり定める。

令和7年3月25日提出

秋田県土地開発公社理事長 川辺 透

区分	分	前年度決算見込額	当年度予定額	増減
		千円	千円	千円
受入資金		3,477,653	1,955,059	△ 1,522,594
1	公有地取得事業収益	2,122,557	715,378	△ 1,407,179
2	あっせん等事業収益	2,193	0	△ 2,193
3	受取利息	531	206	△ 325
4	有価証券利息	340	2,733	2,393
5	雑収益	2,415	2,939	524
6	固定資産売却益	0	0	0
7	公社債及び長期借入金	427,608	301,771	△ 125,837
8	前年度未収金	103,998	116,976	12,978
9	預り金	16,446	18,473	2,027
10	前年度繰越金	801,565	796,583	△ 4,982
支払資金		2,681,070	1,152,690	△ 1,528,380
1	あっせん等事業原価	85,007	87,469	2,462
2	販売費及び一般管理費	19,591	22,531	2,940
3	事業外費用	0	0	0
4	公有地取得事業費	425,141	302,009	△ 123,132
5	固定資産取得費	908	641	△ 267
6	公社債償還金及び長期借入金償還金	2,122,146	715,142	△ 1,407,004
7	前年度未払金	6,666	4,664	△ 2,002
8	預り金返済	16,663	14,810	△ 1,853
9	賞与引当金	4,948	5,424	476
	差引	796,583	802,369	5,786

法人名 秋田県土地開発公社

令和 6 年度計算書類等

法人所管課 建設政策課

(5) 財 産 目 錄

(令和7年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
1 流動資産	1,508,875,193	
(1) 現金及び預金	68,668,793	
(2) 未収金	117,005,790	
(3) 代行用地	1,253,458,610	
(4) 前渡金	69,742,000	
2 固定資産	731,557,542	
(1) 有形固定資産	2,553,581	
(2) 投資その他の資産	729,003,961	
資産合計	2,240,432,735	
(負債の部)		
1 流動負債	10,738,414	
(1) 未払金	4,421,485	
(2) 預り金	1,166,113	
(3) 引当金(賞与引当金)	5,150,816	
2 固定負債	1,356,363,820	
(1) 長期借入金	1,323,200,610	
(2) 引当金(退職給付引当金)	33,163,210	
負債合計	1,367,102,234	
差引純財産	873,330,501	基本財産100,000,000円、準備金773,330,501円

1 令和6年度事業報告書

(1) 概況

本年度の概況は次のとおりである。

収入は公有地取得事業収益が21億2, 255万7, 572円、あっせん等事業収益が1億1, 919万8, 440円、事業外収益が320万465円で、総収益が22億4, 495万6, 477円となった。

これに対し、支出は公有地取得事業原価21億2, 255万7, 572円、あっせん等事業原価9, 751万1, 347円、販売費及び一般管理費が2, 054万3, 751円で、総支出が22億4, 061万2, 670円となった。

以上の結果、差し引き434万3, 807円の当期利益となった。

(2) 公有地取得事業

①取得実績

国土交通省からの公有地取得事業であり、取得件数1件、面積4万2, 161. 87平方メートル、金額は3億7, 046万9, 768円(用地費、補償費)である。

②処分実績

秋田県及び国土交通省から依頼され、過年度に取得した土地を処分したものであり、処分件数7件、面積44万377. 30平方メートル、金額は21億2, 255万7, 572円(用地費、補償費、諸経費、支払利息)となっている。

事業名	① 取得実績		② 処分実績		依頼先	摘要
	取得面積(m ²)	取得金額(円)	処分面積(m ²)	処分金額(円)		
代行用地						
(1) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	1,575.11	71,618,788	国	R2用地 国債
(2) 鳥海ダム用地	-	-	200,713.80	897,482,764	〃	R2用地 国債
(3) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	1,795.60	177,292,054	〃	R3用地 国債
(4) 鳥海ダム用地	-	-	228,049.82	600,000,000	〃	R3用地 国債
(5) 一般国道7号 遊佐象潟道路用地	-	-	1,042.07	31,000,000	〃	R3用地 国債
(6) 秋田天王線 秋田港アクセス道路事業	-	-	1,502.86	270,163,966	県	R4用地 国債
(7) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	5,698.04	75,000,000	国	R5用地 国債
(8) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	42,161.87	370,469,768	-	-	〃	R6用地 国債
合計	42,161.87	370,469,768	440,377.30	2,122,557,572		

(3) あっせん等事業

県から63件、秋田市から1件、潟上市から1件、計65件を受託し、受託額は1億1, 919万8, 440円であり、内訳は次のとおりである。

(単位:円)

事業名		事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘要
(1)	地方道路交付金事業国道282号（小坂北Ⅱ）用地取得事業	53,859	1,048,850	県	用地取得及び損失補償業務
(2)	地方道路交付金事業国道282号（苦竹）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(3)	地方道路交付金事業国道103号（上日暮）用地取得事業	39,664	1,048,520	〃	〃
(4)	大規模特定河川事業福士川用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(5)	県単河川改良事業米代川用地取得事業	2,214,380	1,100,330	〃	〃
(6)	地方道路交付金事業（改築）国道105号（阿仁幸屋渡）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(7)	地方道路等整備事業（建設）国道285号（沖田面）用地取得事業	46,840,047	2,162,820	〃	〃
(8)	地方道路等整備事業（建設）大館十和田湖線（雪沢）用地取得事業	3,342,019	1,127,170	〃	〃
(9)	地方道路交付金事業（改築）揚の下岩脇線（吉ヶ沢）用地取得事業	1,177,900	1,075,580	〃	〃
(10)	県単河川改良事業小阿仁川（三木田）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(11)	県単河川改良事業小阿仁川（鎌沢）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(12)	県単河川改良事業小阿仁川（大林）用地取得事業	7,346,322	1,222,540	〃	〃
(13)	広域河川改修事業長木川用地取得事業	102,420	1,050,060	〃	〃
(14)	県単河川等環境維持修繕事業（緊急浚渫債）早口ダム用地取得事業	44,360,603	2,103,750	〃	〃
(15)	県単河川等環境維持修繕事業（緊急浚渫債）萩形ダム用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(16)	地方道路交付金事業国道101号（水沢B.P.）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(17)	地方道路交付金事業国道101号（大口）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(18)	河川改修事業三種川（森岳・下岩川）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(19)	地方道路改築補助事業（主）秋田天王線（秋田港アクセス）用地取得事業	185,905,567	4,658,940	〃	〃
(20)	地方道路等整備事業国道341号（新波）用地取得事業	18,776,649	1,494,680	〃	〃
(21)	地方道路交付金事業国道285号（富津内）用地取得事業	26,006,329	1,666,830	〃	〃
(22)	県単道路改築事業寺内新屋雄和線（豊岩小山）用地取得事業	332,608	1,055,450	〃	〃

事業名		事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘要
(23)	県単道路改築事業（主）入道崎寒風山線（蘇武沢）用地取得事業	4,731,489	1,160,280	県	用地取得及び損失補償業務
(24)	広域河川改修事業新波川用地取得事業	20,372,314	1,532,630	〃	〃
(25)	大規模特定河川事業新城川用地取得事業	259,669,896	5,787,650	〃	〃
(26)	河川改修事業馬場目川用地取得事業	5,868,075	1,187,340	〃	〃
(27)	河川改修事業富津内川（富津内富田）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(28)	通常砂防事業二夕子沢用地取得事業	13,784,998	1,375,770	〃	〃
(29)	河川激甚災害対策特別緊急事業太平川用地取得事業	174,162,229	4,479,310	〃	〃
(30)	河川改修事業富津内川（富津内下山内）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(31)	河川改修事業内川川（内川湯ノ又）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(32)	河川改修事業馬場目川（寺庭・平ノ下）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(33)	通常砂防事業寺沢用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(34)	通常砂防事業上北手荒巻沢用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(35)	地方街路交付金事業明田外旭川線（手形山崎町）用地取得事業	10,567,337	1,299,210	〃	〃
(36)	地方道路交付金事業（交通安全）国道108号（薬師堂）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(37)	地方道路交付金事業（雪寒）矢島除雪ステーション用地取得事業	26,142,813	1,670,020	〃	〃
(38)	通常砂防事業滝ノ沢2外3渓流（滝ノ沢4）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(39)	県単砂防事業吉十郎の沢用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(40)	地方道路交付金事業（広域連携改築）国道105号（黒沢）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(41)	地方道路交付金事業（広域連携改築）（主）角館六郷線（仲村）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(42)	交通安全対策事業（通学路緊急対策）（主）角館六郷線（千屋第二）用地取得事業	28,401,183	1,723,810	〃	〃
(43)	交通安全対策事業（通学路緊急対策）（主）神岡南外東由利線（坊田）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(44)	県単道路改築事業（一）大曲田沢湖線（豊岡）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(45)	県単道路改築事業（主）本荘西仙北角館線（石持）用地取得事業	97,115,611	3,280,640	〃	〃
(46)	広域河川改修事業玉川（薗田）用地取得事業	40,576	1,048,520	〃	〃
(47)	広域河川改修事業淀川（協和）用地取得事業	22,197	1,048,080	〃	〃

事業名		事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘要
(48)	通常砂防事業上杉ノ沢（高屋）用地取得事業	5,998,315	1,190,420	県	用地取得及び損失補償業務
(49)	通常砂防事業湯ノ沢ノ沢（金沢東根）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(50)	通常砂防事業三吉沢（千屋）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(51)	交通安全対策事業（通学路緊急対策）植田平鹿線（下鍋倉）用地取得事業	107,460,921	3,458,730	〃	〃
(52)	交通安全対策事業（通学路緊急対策）横手停車場線（上真山）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(53)	交通安全対策事業（通学路緊急対策）大曲横手線（福小屋）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(54)	地方道路改築補助事業横手大森大内線（三本柳）用地取得事業	89,236,393	3,106,290	〃	〃
(55)	県単道路改築事業横手東由利線（蟹沢）用地取得事業	3,131,659	1,122,110	〃	〃
(56)	地方道路等交付金事業（広域連携改築）川連増田平鹿線（腕越）用地取得事業	14,017,860	1,381,380	〃	〃
(57)	地方道路等交付金事業（広域連携改築）川連増田平鹿線（北原）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(58)	通常砂防事業水上沢用地取得事業	3,947,611	1,141,580	〃	〃
(59)	地方道路等整備事業（建設）国道398号（稻庭BP）用地取得事業	90,022	1,049,730	〃	〃
(60)	交通安全対策事業（通学路緊急対策）（一）川連増田平鹿線（八面）用地取得事業	4,915,522	1,164,570	〃	〃
(61)	火山砂防事業寺田川（大滝沢）用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(62)	通常砂防事業愛宕町沢2用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(63)	通常砂防事業下宿沢用地取得事業	0	1,047,640	〃	〃
(64)	都市計画道路川尻広面線（横町A工区）用地取得事業	840,871,278	25,553,000	秋田市	〃
(65)	武利子澤白洲野樹園地1号線ほか2路線用地取得事業	42,501,478	2,192,650	潟上市	〃
合 計 (65件)		2,089,548,144	119,198,440		

(4) 理事会開催状況

会議名	承認年月日	議案番号	件名
令和6年第2回 秋田県土地開発公社理事会	6. 5. 27	議案第8号	令和5年度秋田県土地開発公社決算の承認について
〃	〃	報告第1号	令和5年度秋田県土地開発公社予算繰越について
令和6年第3回 秋田県土地開発公社理事会	6. 11. 11	報告第2号	令和6年度の事業実施状況報告（中間）について
令和7年第1回 秋田県土地開発公社理事会	7. 3. 25	議案第1号	令和6年度秋田県土地開発公社事業計画の変更について
〃	〃	議案第2号	令和6年度秋田県土地開発公社補正予算について
〃	〃	議案第3号	令和6年度秋田県土地開発公社資金計画の変更について
〃	〃	議案第4号	令和7年度秋田県土地開発公社事業計画について
〃	〃	議案第5号	令和7年度秋田県土地開発公社予算について
〃	〃	議案第6号	令和7年度秋田県土地開発公社資金計画について

(3) 貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 流 動 資 産

(1) 現金及び預金	68,668,793
(2) 未収金	117,005,790
(3) 代行用地	1,253,458,610
(4) 前渡金	69,742,000
流動資産合計	1,508,875,193

2 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ア 一構築物	275,000	
減価償却累計額	15,354	259,646
イ 車両その他の運搬具	9,291,200	
減価償却累計額	7,668,743	1,622,457
ウ 工具・器具及び備品	2,587,540	
減価償却累計額	1,916,062	671,478
有形固定資産合計		2,553,581

(2) 投資その他の資産

ア 投資有価証券	728,910,126	
イ 前払費用	42,735	
ウ 長期預託金	51,100	
投資その他の資産合計		729,003,961
固定資産合計		731,557,542

資 産 合 計

2,240,432,735

負 債 の 部

1 流 動 負 債

(1) 未払金	4,421,485
(2) 預り金	1,166,113
(3) 引当金	
ア 賞与引当金	5,150,816
引当金計	5,150,816
流動負債合計	10,738,414

2 固 定 負 債

(1) 長期借入金	1,323,200,610
(2) 引当金	
ア 退職給付引当金	33,163,210
引当金計	33,163,210
固定負債合計	1,356,363,820

負 債 合 計 1,367,102,234

資 本 の 部

1 資 本 金

(1) 基本財産	<u>100,000,000</u>
資本金合計	<u>100,000,000</u>

2 準 備 金

(1) 前期繰越準備金	768,986,694
(2) 当期純利益	4,343,807
準備金合計	<u>773,330,501</u>

資 本 合 計 873,330,501

負 債 ・ 資 本 合 計 2,240,432,735

(4) 損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	2,122,557,572
(2) あつせん等事業収益	119,198,440
	<hr/>

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	2,122,557,572
(2) あつせん等事業原価	97,511,347
事 業 総 利 益	<hr/> 21,687,093

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費	<hr/> 20,543,751
事 業 利 益	1,143,342

4 事業外収益

(1) 受取利息	526,503
(2) 有価証券利息	259,005
(2) 雑収益	2,414,957
經 常 利 益	<hr/> 4,343,807

当 期 純 利 益 4,343,807

当 期 利 益

4,343,807